

契約書

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次のと
り福祉用具の使用貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、金沢福祉用具情報プラザ展示福祉用具選定部会において選定された福祉用具を乙から借受け、展示及び試用することにより、福祉用具の適切な普及を図ることを目的とする。

（契約の対象となる福祉用具）

第2条 契約の対象となる福祉用具は、甲が指定する別表に掲げる製品とする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和 年1月1日から令和 年12月31日までとする。

（契約の解除等）

第4条 この契約は、甲又は乙の都合により、解除することができる。ただし、原則として、1ヶ月前に文書にて相手方に通知するものとする。また、乙が甲の指定する製品を取り扱わなくなった場合、相手方に通知することにより、この契約は終了する。

（福祉用具の展示の変更等）

第5条 甲又は乙の都合により、契約期間途中において福祉用具の展示の変更、取消し、追加等が生じた場合には、甲、乙協議のうえこれを処理する。

（福祉用具の展示場所）

第6条 福祉用具の展示場所は、金沢福祉用具情報プラザ内とする。ただし、甲は乙と協議のうえ、他の場所での展示を行うことができる。

（福祉用具の貸出）

第7条 福祉用具は、利用者の適性を判断する範囲で、社会福祉施設等又は個人に対し一時的に貸出しを行うことができる。

（福祉用具提供等の経費）

第8条 福祉用具の提供並びに保守・運搬等に要する経費は、乙の負担とする。

（福祉用具の保守）

第9条 乙は、福祉用具を甲が正常な状態で使用できるように点検・調整を行わなければならない。
2 福祉用具が故障した場合は、甲の要請により、速やかに正常な状態に回復させ又は取り替えるものとする。

（福祉用具の所有権）

第10条 福祉用具の所有権は、乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用管理しなければならない。

（福祉用具の破損及び補填）

第11条 展示用に提供された福祉用具が、甲の過失により破損又は紛失した場合には、甲がこれを補填するものとする。ただし、天災及びそれによる火災、風水害等により破損又は紛失した場合は、甲の責任を負わないものとする。

（福祉用具の返還）

第12条 契約の解除その他本契約が終了した場合には、乙は自ら提供した福祉用具を1ヶ月以内に引き取るものとする。

（秘密の保持）

第13条 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方が保有又は管理する業務上の秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

（定めのない事項）

第14条 この契約書の各事項の解釈について疑義が生じた時、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年1月1日

甲 金沢市高岡町7番25号
社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会
会 長

乙

